

宿泊業人材マッチング支援業務 仕様書

1 委託業務名

宿泊業人材マッチング支援業務

2 業務の目的

インバウンドをはじめとする観光需要の急速な増加に伴い、観光業では、人手不足や多様化する旅行需要への対応が課題となっている。インバウンド市場をはじめとする誘客促進により、今後、更なる観光需要の拡大が見込まれることから、受入側である観光事業者の人手不足解消や、多様な観光需要への対応を促進するため、観光人材の確保、育成・定着促進等に向けた支援を有機的に連動させながら実施することにより、持続的に選ばれる観光地の実現を目指すことが重要である。

このうち、本業務は、宿泊業を含む観光業についての理解促進を図るとともに、宿泊施設の仕事を知らずため多様な機会を創出することにより、就業希望者側と宿泊事業者側とのミスマッチを防ぎ、安定的な就業に繋がるマッチングを行うものである。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務内容

本業務の内容は次の（1）から（7）までとする。

ただし、やむを得ない事情により、次の（1）から（7）までに定める業務内容に変更の必要が生じた場合は、県と協議の上、その業務内容を変更すること。

（1）事務局の設置及び運営

本業務を円滑に実施するため、専任の担当者を配置した事務局を設置し、次のイからニまでに記載する業務を行うこと。

なお、事務局の設置期間は、契約締結日から本事業完了日までとする。

イ 進捗管理及び連絡調整

本業務全体の進捗管理、関係者との連絡調整、参加者及び宿泊事業者に対する各種連絡等を統括すること。

ロ 問い合わせ、相談等の窓口対応

電話、電子メールその他適切な方法により、参加者（参加希望者を含む）、宿泊事業者等からの問い合わせ、相談等を受け付ける窓口対応を行うこと。

ハ 参加者の募集

就業体験、職場見学会等（（2）の就業体験、（3）の職場見学会その他本業務において実施するマッチングのための機会をいう。以下同じ。）に、より多くの参加者を募るため、次の（イ）及び（ロ）に記載する業務を行うこと。

なお、就業体験、職場見学会等の対象者（以下「募集対象者」という。）は、県内外の大学生、専門学校生、高校生等（いずれも令和9年3月31日までに卒業することが見込まれる学生及び生徒に限らない。）のほか宿泊業就業希望者とする。

（イ） 募集対象者に応じた広報手段（ウェブサイト、SNS、チラシ配布、学生等の周知等）による効果的な広報計画を策定し、実施すること。

（ロ） 応募受付、参加者の取りまとめ等の一連の手続を行うこと。

ニ 受入事業者の確保及び調整

就業体験、職場見学会等の実施を受け入れる県内のホテル、旅館等の宿泊施設を営む者（以下「受入事業者」という。）の確保及び調整を行うこと。

なお、受入事業者は、次の（イ）から（へ）までに記載する事項を満たす者とする。

- （イ） 受入れに必要な設備を有すること。
- （ロ） 受入時の指導を行う適切な従業員を配置できること。
- （ハ） 県内の事業所において受入れを実施すること。
- （ニ） 参加者の希望や適性に応じた受入れができること。
- （ホ） 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する安全、衛生その他の作業条件が整備されていること。
- （ヘ） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業、同条第13項に定める接客業務受託営業その他適切でないとは判断される営業でないこと。

（2） 就業体験の実施

県内の宿泊施設への就職に繋げることを目的として、募集対象者に対し、宿泊施設における実務の体験（以下「就業体験」という。）の機会を創出すること。

なお、就業体験の実施に当たっては、その体験内容や実施日数について、就業体験に参加する者（参加希望者を含む。以下「就業体験参加者」という。）及び受入事業者の双方の意向を十分に調整の上、実施すること。

なお、就業体験の実施に当たっては、次のイからニまでに記載する事項に留意すること。

イ 就業体験の実施日数

3～7日程度を原則とするが、就業体験参加者及び受入事業者双方の了承により、これ以外の日数とすることができる。

ロ 就業体験に係る費用等

- （イ） 就業体験参加者の賃金、宿泊費、食費、交通費等就業体験に要する経費については、本事業費からの支出は認めない。受入事業者と調整の上、就業体験参加者が参加しやすい条件整備に努めること。
- （ロ） 就業体験期間中は、体験する業務内容に応じて、受入事業者における社会保険、雇用保険等、必要な保険に加入させること。

ハ 情報交換会の実施

就業体験の実施前に、就業体験参加者と受入事業者との情報交換会を開催すること。

ニ 就業体験参加者のフォローアップ

就業体験参加者に対し、必要に応じて、当該就業体験期間中におけるフォローアップを実施するほか、就業体験終了後、当該就業体験参加者に対し、県内の宿泊施設への就職に繋がるよう必要な支援を行うこと。

(3) 職場見学会の実施

県内の宿泊施設において働くイメージの構築を促し、進路選択の参考としてもらうことなどを目的として、募集対象者に向けた職場見学会を実施すること。

なお、職場見学会の実施に当たっては、次のイからハまでに記載する事項に留意すること。

イ 実施内容

県内の宿泊施設を訪問し、見学や講話の受講等ができる内容とすること。また、業務の内容や働き方についての理解を深められる内容とすること。

ロ 実施日数

原則として、1日間（日帰り）とする。

ハ 実施回数

1回以上とする。

(4) 学校における出前講座の実施

県内外の大学、専門学校、高等学校等の学校を会場として、宿泊業に関する出前講座を1回以上実施すること。なお、具体的な実施内容は、次のイからハまでに記載する内容とし、会場とする学校は受注者が選定の上、県と協議して決定する。

イ 宿泊業に関する理解を深めるための講座その他の県内の宿泊施設への就職意欲向上に繋がるような内容の講座

ロ 就業体験の実施に向けた受入事業者との意見交換

ハ 職場見学会への参加誘導（出前講座の実施時期に応じて、参加誘導に適した職場見学会の開催見込みがない場合は、不要とする。）

(5) 宿泊業に関する発信素材の作成

上記（2）から（4）までに記載する各業務との相乗効果を図りながら、県内の宿泊施設に就職する意欲を持つ者を増やすことを目的として、宿泊業に携わることの魅力や意義を発信するための素材を作成すること。

なお、当該素材の媒体については、動画、冊子、WEBコンテンツ等、効果的な手法を用いること。

(6) 効果検証

上記（1）から（5）までに記載する各業務を実施した後、速やかに効果検証を行うこと。効果検証に当たっては、事業成果のとりまとめのほか、課題の洗い出しを行った上で、必要に応じ、事業の改善や新たな支援策の検討を行うこと。

(7) 受注者による独自の取組

上記の目的を達成するため、宿泊業人材の確実なマッチングや持続的な宿泊業人材の定着に繋がるような受注者独自の取組を提案し、実施すること。

5 成果物の提出

- (1) 提出する成果物
事業終了後、事業完了報告書（任意様式）及び電子データ（PDF形式）を提出すること。
- (2) 提出場所
宮城県 経済商工観光部 観光戦略課
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎14階
- (3) 提出期限
令和9年3月19日（金）

6 守秘義務等

- (1) 機密の保持
受注者は、委託業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (2) 個人情報の保護
受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

7 その他

- (1) 委託業務の手續において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。
- (3) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。
- (4) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (5) 本業務で作成した、制作物・成果物等の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、制作物・成果物等の引渡しを以て全て発注者に帰属すること。
なお、受注者は、発注者が認めた場合を除き、制作物・成果物等に係る著作人格権を行使できないものとする。
- (6) 制作物・成果物等については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (7) モデル等を使用する場合、対象者とモデルリリースを取り交わし、発注者が制作物・成果物等及び映像素材について二次使用及び再編集等を行うことを無期限で自由に行うことができるようにすること。

- (8) 建造物やアート作品が写っている映像について、権利者とプロパティリリースを取り交わし、発注者及び県が制作物・成果物等について二次使用及び再編集等を行うことを無期限で自由にすることが出来るようにすること。
- (9) 許諾関係及びプロパティリリース、権利関係の一覧表を作成し、発注者へ提出すること。一覧には調整先の担当者名や連絡先等を記載すること。
- (10) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (11) 制作物・成果物等については、関係機関への提供など、無期限に二次的利用が可能ないように対応すること。
- (12) この仕様書に記載のない事項で、疑義が生じた場合には、双方協議の上、定めるものとする。